

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市北老人福祉センター  
(2) 熊本市西老人福祉センター  
(3) 熊本市南老人福祉センター  
(4) 熊本市川上老人福祉センター  
(5) 熊本市河内老人福祉センター  
(6) 熊本市天明老人福祉センター
- 2 指定管理者 熊本市南区平成1丁目16番18号  
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団  
理事長 永目 工嗣
- 3 指 定 期 間 自 令和3年4月1日  
至 令和6年3月31日

(提出理由)

熊本市北老人福祉センター、熊本市西老人福祉センター、熊本市南老人福祉センター、熊本市川上老人福祉センター、熊本市河内老人福祉センター及び熊本市天明老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。